

令和3年種馬鈴しょ生産管理基準について

北海道

北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例第5条及び同施行規則第13条の規定に基づき、令和3年種馬鈴しょ生産管理基準を次のとおり定めましたので、この基準に従い、種馬鈴しょのほ場の選定及び生産管理を適正に行ってください。

記

令和3年種馬鈴しょ生産管理基準

1 ほ場の選定

種馬鈴しょ（以下「種いも」という。）を生産するほ場は、栽培に適する次の条件を備えた場所を選定する。

- (1) 掘り残した馬鈴しょ（野良生え）を処理するとともに、土壌伝染に由来する馬鈴しょ病害虫の発生を防ぐため、4年以上の輪作が行われていること。
- (2) 一般栽培の馬鈴しょなど馬鈴しょウイルス保毒の恐れのある作物からは、10m以上離すこと。

その距離は、地域の地形・気候・作物栽培状況等各種条件によって異なるので、集団専門栽培を前提として、地域ごとに生産者及び関係者が十分協議の上、定めること。

- (3) アブラムシ類の寄生する作物と隣接してほ場を設置する場合、アブラムシ類が寄生しないよう防除等を徹底すること。
- (4) ほ場の管理が十分にできること。
- (5) 排水が良好なこと。
- (6) 原則としてジャガイモシストセンチュウ及びジャガイモシロシストセンチュウ（以下「シストセンチュウ類」という。）の未発生地域であること。

ただし、道内向けの種いも（原種又は採種）を生産するほ場については、次の条件を満たす場合に限り、シストセンチュウ類の発生地域内での設置を認めるものとし、道外移出用の種いもを生産するほ場については、シストセンチュウ類の発生地域内での設置を認めないものとする。

ア 未発生地域内のみでは、必要なほ場を確保することが困難であること。

イ 植物防疫官による植付予定ほ場の土壌検診が実施され、シストセンチュウ類の発生していないことが確認されたほ場であること。

ウ シストセンチュウ類のまん延防止のため、ほ場の選定及び営農機械等の洗浄には十分留意するなど、汚染の防止対策が講じられていること。なお、シストセンチュウ類の発生地域における品種は、抵抗性品種の導入に努めること。

エ ほ場の選定に当たって、次の条件を満たすこと。

(ア)原種ほ

a ジャガイモシストセンチュウ発生地域内に設置する場合

自市町村の採種ほ向けとすること。ただし、道内の他市町村から依頼

を受けて設置する場合は、ジャガイモシストセンチュウ発生地域向けとするとともに、木々やフェンス等で囲まれ、部外者、一般車両や野生動物等の侵入を防止する措置が取られているほ場（隔離ほ場）に設置し、必要最小限の面積とすること。

- b ジャガイモシロシストセンチュウ発生地域内に設置する場合
自市町村のジャガイモシロシストセンチュウ発生地域の採種ほ向けとすること。

(イ)採種ほ

- a ジャガイモシストセンチュウ発生地域内に設置する場合
自市町村の一般ほ向けとすること。ただし、道内の他市町村から依頼を受けて設置する場合は、必要最小限の面積とすること。
- b ジャガイモシロシストセンチュウ発生地域内に設置する場合
自市町村のジャガイモシロシストセンチュウ発生地域の一般ほ向けとすること。ただし、道内の他市町村から依頼を受けて設置する場合は、ジャガイモシロシストセンチュウ発生地域の一般ほ向けとするとともに、面積は必要最小限とし、品種については、ジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性品種とすること。

2 植付予定ほ場の土壌検診

シストセンチュウ類による汚染を防止し、健全な種いもの生産を図るため、植付け前に、全ての植付予定ほ場について土壌検診を実施すること。

3 使用する種いも

- (1) 原種ほには、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センターで生産された原原種を使用する。
- (2) 採種ほには、植物防疫法に基づく検査に合格した原種又はばれいしょ原原種及びさとうきび原原種配布要綱第2の4に規定する特別種苗を使用する。
- (3) 上記の原原種及び原種のほか、植物防疫官が適当と認めた種いもは使用できるものとする。

4 種いも予措・施肥・植付け

- (1) 種いもの消毒は、芽の動かないうち、あるいは催芽前に行う。
- (2) 生育を促進するため、浴光催芽を行う。
- (3) 種いもを切断する場合は、各片に2～3個の健全な芽を確保し、切断刀は必ず消毒する。この際、各切片を切り離さず、基部の1/4～1/5は残すようにする。
- (4) 施肥に当たっては、土壌診断を実施して、適正に行う。
健全な生育を図り、病株の識別と防除作業を容易にするため、茎葉が過繁茂とならないよう、過度の窒素質肥料の施用は行わない。
- (5) 植付けは、適期に塊茎単位栽植法で行う。

5 ほ場周辺環境浄化

ほ場周辺の環境については、ウイルス伝染源の除去及びアブラムシ類の防除を行い、その浄化に努める。

特に、掘り残した馬鈴しょ（野良生え）の早期発見に努め、発見した場合は、掘り

取り、除去する。

6 管理作業

管理作業は、早めに、かつ、茎葉を損傷しないように行うこと。

7 ほ場における病株等の抜取り

- (1) 常にはほ場を巡回し、異常株（生育不良株）、ウイルス株、その他の病株は、早期かつ周到に発見し、栽植した塊茎単位で全ての株を抜き取る。
- (2) 抜き取った病株等が伝染源とならないよう、すみやかにほ場から搬出し、適切な処理を行う。

8 病害虫、雑草の防除

- (1) 薬剤の使用に当たっては、農作物病害虫・雑草防除ガイド（以下「防除ガイド」という。）を参考に、農薬使用基準を遵守する。
- (2) 疫病及び夏疫病防除の薬剤散布は、北海道病害虫防除所からの病害虫発生予察情報や疫病初発生期予測システム（FLABS）による予察情報を参考に、ほ場観察に努め、適期を失することなく行う。
- (3) アブラムシ類の防除に当たっては、次の事項に十分注意する。
 - ア 植付け時には、土壌施用剤を使用すること。
 - イ 茎葉散布は、ほう芽揃いから開始し、茎葉黄変期まで、薬剤の効果に切れ目が生じないように継続して行うこと。
 - ウ アブラムシの種類によって薬剤の効果異なるので、それぞれに効果のある薬剤を選択すること。

9 茎葉処理

茎葉は、ウイルス感染を防ぐため、速やかに処理し、処理残しや再生を少なくするよう努める。

再生葉の発生が多い品種は、ウイルス病の感染防止等の観点から、発生状況により、適宜防除を行う。

薬剤による処理において、防除ガイドにない登録農薬を使用する場合は、ラベル記載事項を遵守するとともに、収穫種いもの食用への転用は避ける。

10 収穫・選別

- (1) 収穫は、茎葉処理後10日程度経て、塊茎の表皮が固くなってから行う。茎葉の処理後、塊茎を長期間土壌中に放置すると、黒あざ病の菌核の付着が多くなるので注意する。
- (2) 収穫は晴天の日に行い、十分に塊茎を乾燥させ冷暗所に仮貯蔵し、休眠を促す。
- (3) 選別は、品質保持を図るため厳格に行い、病いも・腐敗いも・傷いもなどが混入しないよう注意する。

11 貯蔵

種いもの貯蔵に当たっては、貯蔵期間中の腐敗変質を極力少なくするため、十分に風乾の上、施設貯蔵に努めるとともに温度等の管理に注意する。

紙袋で配布された場合は、速やかに開封し、ミニコンテナに移すなど通気性を良くして貯蔵する。

12 普及センター等の指導

不明な点については、農業改良普及センター等の指導を受ける。

1.3 ほ場台帳の整備

ほ場別に輪作及び栽培管理の状況を明らかにしたほ場台帳を下記の記載例を参考に作成する。

1.4 ほ場の表示

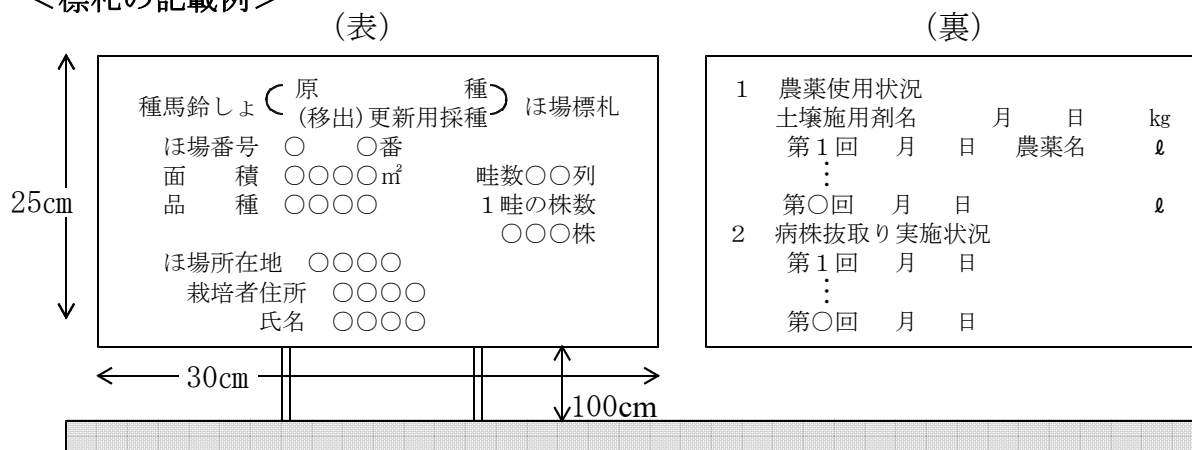
ほ場には、下記の記載例に示す標札を立て、表示事項を正確に記入する。

<ほ場台帳の記載例>

生産者		〇〇 〇〇							
ほ場番号	面積	品種名	定植	…	収穫開始	H28作物	…	H〇作物	
〇〇〇番	〇〇〇㎡	〇〇〇〇	月 日	月 日	月 日	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
〇〇〇番	〇〇〇㎡	〇〇〇〇	月 日	月 日	月 日	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	
〇〇〇番	〇〇〇㎡	〇〇〇〇	月 日	月 日	月 日	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	

※ほ場の配置図を別途作成

<標札の記載例>



(附帯事項)

寒冷紗ハウスを利用したウイルス感染防止法

寒冷紗ハウス（トンネル）栽培法は、ウイルス病の感染を極めて低く抑え、生育・収量・品質・他の病害虫の発生等においても大きな問題もなく、有効である。

- (1) 寒冷紗ハウス栽培の注意事項については、「平成7年指導参考事項」（北海道農政部）を参照するとともに、農業改良普及センター等の指導を受ける。
- (2) ほ場標札には、ハウスの設置・撤去日・使用資材名を正確に記入する。